

[事案 27-160] 契約無効請求

・平成 28 年 4 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

募集人に要望したとおりの贈与税のかからない契約形態ではなかったこと等を理由として、無効の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 10 月および 11 月に、申立人を契約者、申立人の長男および次男をそれぞれ被保険者として契約した終身保険 2 件、変額終身保険 2 件、米ドル建て終身保険 2 件（以下、本件各契約）について、以下の理由により契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に、子 2 人への財産分与のため、贈与税のかからない契約形態とするよう要望していたが、実際は贈与ができない契約形態であった。
- (2) 募集人に、子 2 人がそれぞれ行っている事業の保障にもなる契約内容を要望していたが、契約後 5 年経過時点でも、解約返戻金額は既払込保険料の 6 割程度であった。
- (3) 募集人に、円建て保険を希望していたが、変額保険および米ドル建て保険であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保障設計書には、商品名称や保険料、解約返戻金額の推移が明記されており、募集人は契約内容を説明している。申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失がある。
- (2) 申立人から、円建て保険を契約するとの要望はなかった。
- (3) 申立人が被保険者になることは難しく、子 2 人をそれぞれ契約者にする意向もなかったもので、申立人と協議した結果として、現在の契約形態とした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による誤った説明があったかどうかなど、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人の要望は、当初、贈与税のかからないような契約形態として、子 2 人に対し 5 年間で合計 1000 万円を移転するものであったこと、および申立人には、子が死亡した際の保障のニーズがなかったことを認めている。さらに、申立人には、変額保険および米ドル建て保険を契約するニーズも無い。また、募集人は、財産を移転する理由として、子 2 人のそれぞれの事業がうまくいかなかった場合の事業資金とするためであると聞いていたが、本件各契約は不意の支出に備える目的に合致していない。したがって、本件各契約は、申立人の当初のニーズと無関係な契約内容である。
- (2) 募集人が申立人の意向を十分に確認せず、意向の把握を適切に行わないまま本件各契約の締結に至ったことが、本件の紛争を生じ拡大させた原因と考える。

(3) 一方で、申立人は、相応の注意をしていたならば、契約内容を容易に確認できたものであり、申立人の過失も大きいものと判断する。